

8/31
から

「臨時福祉給付金」の申請受付が始まります。

臨時福祉給付金とは？

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々の負担をやわらげるために支給する臨時の給付金です。

支給要件

- **支給対象者**（支給対象と思われる方には、8月下旬に申請書を送付します。）
 - ・平成27年1月1日時点で住民票が出雲市にある方で、平成27年度分の住民税が課税されていない方

ただし、

・税法上、扶養している方が課税されている場合
・生活保護の受給者である場合 など

は除きます。

また、平成27年1月2日以降にお生まれの方や、支給決定までにお亡くなりの方には支給されません。

- **支給額**：1人につき **6,000円**

申請方法等

- **申請期間**：**8月31日(月) ~ 11月30日(月)**
※土日祝日は除く ※郵送の場合は、当日消印有効

- **申請先**：**「臨時福祉給付金」窓口**

- 出雲市役所 本庁
8月31日(月) ~ 10月23日(金) 5階 501会議室
10月26日(月) ~ 11月30日(月) 1階 福祉推進課
- 各支所市民サービス課（平田支所は市民福祉課、斐川支所は健康福祉課）
- 郵送での申請も可能です。

- **提出書類**：**「申請書」と次の添付書類**

※昨年度と同じ口座に振込の場合は、下記の書類の添付は必要ありません。

- **本人確認書類** 住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証、旅券等の写し等(いずれか)
- **指定した口座が確認できる書類** 通帳の写し(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかるように)

- **支給日**：8月31日 ~ 9月30日申請分 → 10月30日(金)支給
10月 1日 ~ 10月31日申請分 → 11月30日(月)支給
11月 1日 ~ 11月30日申請分 → 12月25日(金)支給

給付金の受取方法

- 申請書に記載された**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご注意

- DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに出雲市にお住まいの方は、出雲市で申請を受け付けることができます場合がありますのでご相談ください。

おたずね／福祉推進課「臨時福祉給付金」窓口 ☎：21-6631